

(質問第百三十三号) 昭和二十二年十月二十三日配付

海外同胞に冬衣送付に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十月二十一日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

## 海外同胞に冬衣送付に關する質問主意書

零下數十度の外地に越冬する数十万人同胞に、同胞の多くの人々は冬着一枚でも乏しさを分ち送付したい申込を本議員は受けておるが、実に美しき之の事実を實現し、同胞愛の大精神をつたえたいが、政府は、ララ物資等をもらう事は、致しておるが海外に、寒氣に泣く同胞に送る爲に努力する意志があるかないか、これに対する政府の所見を問う。

右質問に対し答弁を速に要求する。